

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を  
改正する政令（案）」に対する意見募集について  
（国内希少野生動植物種の追加等）

1 意見募集方法の概要

- (1) 意見募集の周知方法  
環境省ホームページへの掲載及び記者発表
- (2) 資料の入手方法  
窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧、郵送
- (3) 意見提出期間  
平成 28 年 11 月 17 日（木）～11 月 24 日（木） 8 日間
- (4) 意見提出方法  
郵送、FAX、電子メール
- (5) 意見提出先  
環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数

意見提出方法	数
FAX	1 通
郵送	0 通
電子メール	10 通
計	11 通

(2) 整理した意見の総数

- ・今回の改正政令案に係るもの 10 件
- ・その他の意見 5 件

### 3 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見概要 (※)	件数	理由概要	頂いた意見に対する考え方
<b>【ツシマウラボシシジミに関する意見】</b>			
1	ツシマウラボシシジミの指定を取り消すべき。	10 <ul style="list-style-type: none"> <li>・シカ等の鳥獣管理対策や林業対策等が重要な施策であるため</li> <li>・累代飼育をはじめとする保全活動を阻害するため</li> <li>・貴重な標本の管理や承継等を阻害するため</li> <li>・本種に関する様々な情報の減少を招くため</li> <li>・オークションをはじめ売買が必ずしも悪意をもった行為ではないため</li> </ul>	<p>ツシマウラボシシジミは、シカ食害による食草の減少等によって生息環境が悪化し、一時は絶滅寸前の状況に至りました。</p> <p>環境省では、これまで、対馬市や地元住民をはじめとする様々な関係者に協力頂きながら、本種の保全に関する事業を実施してまいりましたが、本種の生息状況は依然として厳しい状態です。そこで、今後も、このような関係者との協力体制のもと、種の保存法に基づく保護増殖事業として一層積極的に保全対策を進めるため、今回、国内希少野生動植物種に指定をするものです。</p> <p>また、個体等の譲渡し等は、野生個体の捕獲等を助長する要因の一つと考えられることから、取得の経緯や有償・無償を問わず一律に規制する必要があると考えております。</p> <p>ただし、学術研究や教育など国内希少野生動植物種の保存に資すると認められる捕獲等や譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき、適切に許可等の対応を行って参ります。</p> <p>なお、個人の所有するものも</p>

				含め、国内希少野生動植物種の標本について、学術研究や教育など種の保存に資する目的に合致するのはどのようなケースなのか具体的に例示するなど、譲渡し等の許可に当たっての対応方針を検討して参ります。
<b>【その他の意見】</b>				
2	パブリックコメントの期間を短縮する理由が妥当ではなく、30日以上と十分に確保すべきである。	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツシマウラボシシジミ及びクメジマボタルについては他法令により採取が規制されているから駆け込み捕獲は発生しないため</li> <li>・ツシマウラボシシジミは各種施設において人工繁殖され、野外では防鹿柵等により保護されていることから、捕獲される可能性がほぼないため</li> </ul>	他法令により捕獲等が規制されている種についても、採取が確認されているものがあるとの情報を得たことから、パブリックコメントの期間を短縮し、情報を公表してから可能な限り早期に施行できるよう配慮しております。ご理解の程よろしくお願いたします。
3	既存の標本の譲渡し等を規制することは、日本国憲法に反しているため、規制を除外すべきである。	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制前の捕獲個体の標本は、種の保存上でも貴重な財産であるにもかかわらず、所持以外の行為を規制するのは財産権等を侵害しているため</li> <li>・規制前の捕獲個体等まで規制対象とすることは、日本国憲法の刑罰法規の不遡及を侵害するため</li> </ul>	<p>個体等の譲渡し等は、野生個体の捕獲等を助長する要因の一つと考えられることから、取得の経緯や有償・無償を問わず一律に規制する必要があると考えております。</p> <p>これは、規制前の適法な捕獲により取得した個体等と、規制後の違法な捕獲により取得した個体等とを識別することが事実上極めて困難であるため、規制前に取得した個体等についても規制をするものです。</p> <p>ただし、学術研究や教育など</p>

				国内希少野生動植物種の保存に資すると認められる捕獲等や譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき、適切に許可等の対応を行って参ります。
4	インターネットオークションをはじめとする売買・譲渡を指定種の選定理由とすべきではない。	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買や譲渡規制は日本国憲法の財産権を侵害しているため</li> <li>・オークション等により貴重な故人の標本等の譲渡しを行うことができ財産の承継という有用な面があるため</li> </ul>	<p>個体等の譲渡し等は、野生個体の捕獲等を助長する要因の一つと考えられることから、取得の経緯や有償・無償を問わず一律に規制する必要があると考えております。</p> <p>ただし、学術研究や教育など国内希少野生動植物種の保存に資すると認められる捕獲等や譲渡し等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき、適切に許可等の対応を行って参ります。</p> <p>なお、候補種を選定する際に、候補種の取引状況を調査したところ、インターネットオークションでの取引実績が確認されたため、候補種の概要資料に事実として記載しています。</p>